

IFRS News

10

Quarter 3 2011

vol.

IFRSニュースへようこそ。Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2011年3回目となる本号では初めに、前回のIFRSニュース以降公表された重要な新基準に注目します。こうした新基準の中には、IFRS第13号「公正価値測定」、IAS第19号「従業員給付」の改訂版および連結に係る新基準(IFRSニュースの特別号においてすでに特集しました)が含まれます。

さらに、収益認識およびIFRS第9号の適用日に関する議論の再開を含め、IASBが今後議論を予定しているその他の項目について考察します。続いて、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュースに目を向けるとともに、IASBに影響を及ぼすさまざまな活動を総括します。最後に、IASBがコメントを募集している提案およびまだ強制適用されていない最新基準の適用開始日について紹介します。

IFRS第13号「公正価値測定」

新基準はあらゆる種類の項目について公正価値の測定方法に関するガイダンスを提供

IASBは、IFRS第13号「公正価値測定」を公表しました。本基準では、財務報告に際しての公正価値の測定方法について説明しており、公正価値に関して大幅に拡充した開示を導入しています。いかなる場合に公正価値を適用すべきかに係る規定については取り上げられておらず、変更も行われていません。

IFRS第13号は、すべての公正価値測定に関して単一のガイダンスを提供し、公正価値の定義を明確にするために公表されました。本基準が公表される以前は、公正価値に関するガイダンスはさまざまなIFRSのなかに分散されていました。それらの基準の中には、極めて限定的なガイダンスが盛り込まれているものもあれば、広範囲にわたるガイダンスが盛り込まれているものもあり、必ずしも整合しているわけではありませんでした。

世界的な金融危機により、公正価値をどのように測定するのか、資産または負債の市場が活発でなくなる場合に公正価値をどのように測定すべきかについて、透明性を向上させる必要があることが浮き彫りとなりました。測定に係る原則の多くは変更されていないものの、個々のケースではIFRS第13号により重大な影響を受ける可能性があります。

公正価値の新しい定義

IFRS第13号では、測定日に市場参加者間における秩序ある取引で資産を売却することにより受け取るであろう価格、もしくは負債を移転することにより支払うであろう価格として公正価値を定義しています(すなわち、出口価格)。

本基準では、公正価値は資産または負債の主要な市場、もしくは主要な市場が存在しない場合には最も有利な市場で行われる取引に基づくものと明確に示されています。主要な市場とは、資産または負債に関して最大の取引量および取引水準を有する市場のことを言います。しかし、いずれの場合でも、企業がアクセス可能な市場でなければなりません。例えば、デリバティブ取引を行う銀行がデリバティブ商品进行评估する場合に、ディーラー(インターバンク)市場を参照しますが、一般の商業を営む企業がそうした市場にアクセスすることは困難と言えます。

実務上の留意点

IFRS第13号では、金融商品および非金融商品の項目に関する公正価値を含め、ほとんどすべての公正価値ならびに「公正価値に基づく」測定について取り扱っています。また、注記で開示するよう求められている公正価値についても扱っています。

実務上の留意点

公正価値の定義に出口価格を使用することによって、入口価格に存在しうる企業固有の要素を排除できるという利点があります。しかし、影響を受ける企業もあり、特にある市場で資産を取得して(もしくは負債が生じて)、別の市場でそうした資産(または負債)を売却もしくは移転する企業に対して影響を及ぼすと思われます。同様に、取引価格または入口価格は、関連当事者が関与しているか、もしくは取引が強制的に行われている場合には、公正価値を必ずしも示していない可能性があります。

本基準では負債に関して、同一の負債を移転するための活発な市場における公表価格というものがない場合に、負債の公正価値を測定するという難しい問題を扱う広範囲なガイダンスを提供しています。対応する資産を有する負債(借入金など)に関しては、その資産の保有者の視点から公正価値を測定します。それによって、借手の信用リスクが、黙示的に考慮されることになります。また、公正価値を測定したり、もはや活発でない市場における評価の不確実性に対処する際のガイダンスも示されています。

公正価値ヒエラルキー

公正価値を測定する際に、企業は適合する観察可能なインプットを最大限に利用し、観察不能なインプットの利用を最小限に抑える評価技法を使用するよう求められます。IFRS第13号では、公正価値を測定するにあたり、下記に示す公正価値ヒエラルキーを定めています。

- ・ レベル1: 企業が測定日にアクセス可能な活発な市場における同一の資産または負債の公表価格(すなわち調整前の価格)である。
- ・ レベル2: レベル1に含まれる公表価格以外で、資産または負債に関して直接的ないしは間接的に観察可能なインプットである。
- ・ レベル3: 資産または負債に関して観察不能なインプットである。

ヒエラルキーの各レベルに適用される開示規定の重要な相違は、利用者が公正価値測定の信頼性を判断する上で有用となります(しかし、IFRS第13号による開示は、IFRS第3号における取得法によって決定される公正価値など、当初認識時にのみ生じる公正価値には適用されません)。

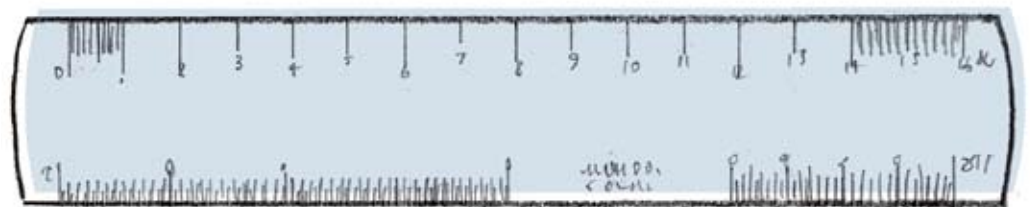
こうした開示は、一部の企業にとっては困難となる場合があります。例えば、不動産評価に関して、その評価が活発でない、もしくは透明性に欠ける不動産市場で行われる場合、ヒエラルキーのレベル3に分類される可能性があります。その場合には、評価がどのように行われたのかについての広範囲にわたる開示が必要となります。

コンバージェンス

また、米国財務会計基準審議会(FASB)も、公正価値測定に関する最新のガイダンスを公表しました。その結果、IFRSとUS GAAPの公正価値測定に関する規定は、ほとんど同一のものとなっています。

適用日

IFRS第13号は、2013年1月1日以降開始する事業年度から適用される予定です。早期適用は認められています。新しい開示規定はIFRS第13号が適用されて以降開始する年度に対してのみ義務付けられています(つまり、過年度に関する比較情報の開示を行う必要はありません)。



実務上の留意点

IFRS第13号では、主要な市場とは企業が通常、資産または負債の取引を行おうとする市場であると仮定してくれています。ただし、他の市場がより多くの取引量および取引水準を有しているという証拠がある場合は除きます。そうした状況は、例えば、企業がその他の市場に基づき公正価値を測定しているものの、より規模の大きい流動性の高い市場が存在し、その市場へのアクセスに要するコスト(輸送コストなど)が極端に高くない場合に起こり得ます。

IFRS第13号は、非金融資産に関して資産の最有効使用について考慮するよう企業に対して要求しています。例えば、現在農業用として使用されている土地を評価する場合に、企業は商業開発などの代替的使用について検討しなければなりません。ただし、このことは法的に可能で、財政的に実行可能、かつ異なった用途によって市場参加者にとっての価値が最大化するであろうという証拠が示される場合に限ります。

IFRS第13号の「出口価格」によるアプローチのもとでは、仕掛品などの一部の極めて特殊な資産および項目についてはスクラップ価値で評価を行うよう提案される場合があるかもしれません。しかし、本基準では、妥当な場合、市場参加者が価値を最大化する上で必要な補完的な資産を入手できることを前提にして公正価値を測定するよう求めることで、こうした結果が生じることを避けています。

外部の評価専門家を採用している企業は、示される評価がIFRS第13号の規定に準拠していることを確認する必要があります。

IFRS第13号で取り扱われているその他の論点

IFRS第13号は100ページを超えるものとなっており、多くの論点に関する詳細なガイダンスを含む包括的な基準です。下記の事項は、本基準で扱われている重要な論点の一部です。

- ・ ビッド価格・アスク価格・スプレッド(買値と売値の開き)
- ・ 制約が公正価値測定に与える影響
- ・ 公正価値が所在地固有のものである場合の輸送コスト
- ・ 企業の保有の規模がもたらす大量保有値下り要因
- ・ 負債の評価
- ・ 取引価格と当初の公正価値との関係



IAS第19号の改訂版を公表

IASBは確定給付制度に関する会計処理を変更

IASBは、確定給付制度に関する会計処理方法を変更するIAS第19号「従業員給付」の改訂版を公表しました。本改訂は、確定給付制度に係る認識、表示および開示を改善することを目的としています。ただし、確定給付制度に係る測定については取り扱っていません。

改訂によって、確定給付制度における利得または損失を遅延認識することが可能であった「回廊アプローチ」が廃止される

給付費用の変更

利得または損失の種類	認識
勤務費用	損益として
正味確定給付負債または資産に係る利息の純額	損益として
確定給付負債または資産の再測定	その他の包括利益として

本改訂で行われた変更により、以下の事柄が生じます。

- ・ 確定給付を提供する費用におけるすべての見積り変動および制度資産の価値におけるすべての変動を即時認識します。「回廊アプローチ」を含め、IAS第19号の旧バージョンに基づき一部の利得または損失を遅延認識することが可能であったさまざまな手法は、廃止されました。
- ・ 確定給付制度から発生するさまざまな種類の利得および損失を区別する新しい表示方法が示されます。上記のテーブルは、新しいアプローチに基づいて個別に表示することになる給付費用の変動を示しています。

こうした項目を個別に表示することによって、企業が確定給付債務および制度資産の公正価値の変動のすべてを損益として認識する選択肢がIAS第19号から削除されることになりました。

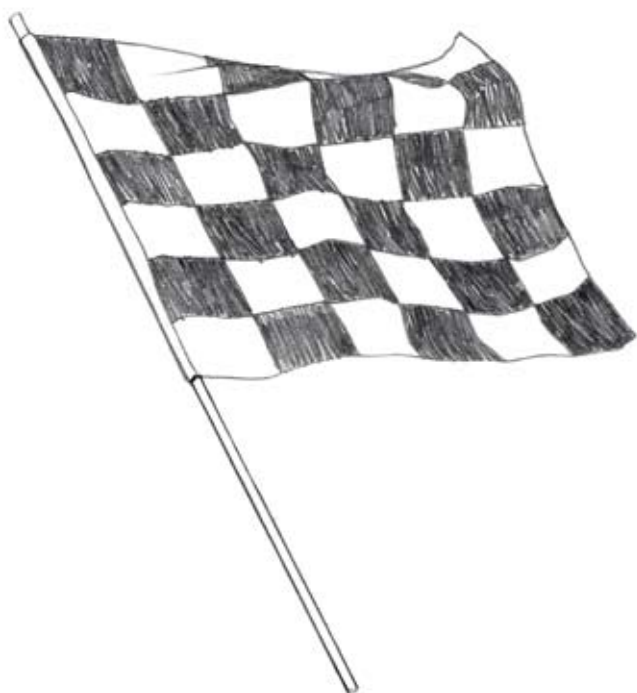
賛否両論のある変更点として、財務諸表作成者は損益勘定に制度資産の「期待収益」を含めることができなくなります。そして、制度資産の「収益」とは、制度資産から生じる利息、配当およびその他の収益（制度資産に係る実現ならびに未実現の利得または損失を含む）から一定の費用を控除したものを指すことになります。当該変更により、年金制度資産の「期待収益」を収益として個別計上し、算出した年金負債に係る利息費用を費用として計上することがなくなります。代わりに、改訂された基準では、優良社債の利回りを年金の資産不足または資産超過の純額に適用することによって、利息費用または利得を算出するよう求めています。これにより、多くの企業の報告利益が減少することが予想されます。

こうした変更に加え、本改訂ではまた、以下の分野に関連する拡充した開示を導入しています。

- ・ 企業の確定給付制度の特徴
- ・ 財務諸表で認識されている金額
- ・ 確定給付制度によって生じるリスク
- ・ 複数事業主制度への参加

コメント

我々は、数理計算上の差異による影響を緩和する「回廊アプローチ」の廃止を歓迎します。また、勤務費用および財務費用を損益として認識し、再測定部分についてはその他の包括利益(OCI)として認識することにも賛同します。しかし、どの利得および損失を損益としてではなくOCIとして認識すべきかを決定する明確な概念的な基礎が現時点では確認されていないため、現行の基準を改善するための短期的な対策に過ぎないとも考えています。



IAS第1号の改訂

IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂を公表しました。主な変更点は、企業がその他の包括利益(OCI)に表示される項目を、将来において純損益に再分類される可能性があるかどうかによってグループ分けするよう要求されるという点です。また、本改訂では、IASBが損益およびOCIを共にかつ同等に表示することの重要性を明確にしています。しかし、どの項目をOCIで表示するのかに関して影響を与えることはなく、いつの時点でOCIを再分類するのかについてのルール変更も行われていません。

SMEIGは最初のガイダンスを策定

第2四半期のIFRSニュースの記事に加えて、中小企業向けIFRS (IFRS for SMEs) の導入に係る問題についてIASBを支援する役割を担うSMEインプリメンテーション・グループ(SMEIG)は、IFRS for SMEsに関する最初のQ&A形式のガイダンスを公表しました。

Q&A 2011/01では、財務報告公表義務を有さない親会社自身が、完全版のIFRSに基づいて連結財務諸表を表示する必要がある(または選択をする)グループに属している場合に、IFRS for SMEsに基づいて個別財務諸表を表示できるかどうかについて検討しています。最終的なガイダンスでは、親会社が財務報告公表義務を有していない場合、IFRS for SMEsに基づいて個別財務諸表を表示できることを確認しています。



連結に係る新基準の公表

前号のIFRSニュースで予想した通り、IASBはグループの問題およびオフバランスシート活動について取り扱っている以下の5つの新基準を5月に公表しました。

- ・ IFRS第10号「連結財務諸表」
- ・ IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」
- ・ IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」
- ・ IAS第27号(改訂)「個別財務諸表」
- ・ IAS第28号(改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」

我々は、新基準およびそれらがもたらす影響について説明しているIFRSニュース特別号を公表しました。下に示したテーブルは、特別号から抜粋したものであり、新基準の重要なポイントを示しています。IFRSニュース特別号をまだ入手されていない場合には、最寄りのIFRS窓口にご連絡いただき、入手されることをお勧めします。

概要

基準	重要なポイント
IFRS第10号「連結財務諸表」	・IAS第27号「連結および個別財務諸表」とSIC第12号「連結—特別目的事業体」を置き換える ・支配の定義を変更し、連結範囲を決定するにあたり、新しい定義をすべての被投資企業に対して適用する ・多くの境界線上にある連結の判定結果および判断を要する支配の評価に影響を及ぼす可能性がある ・過半数の株式所有に基づく従来のグループ構成には、ほとんど変更が生じないと予想される ・変更が生じる場合には、その影響は極めて大きなものとなり得る
IFRS第11号「ジョイント・アレンジメント」	・IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」を置き換える ・ジョイント・ベンチャーに対して比例連結を使用する会計処理の選択肢を廃止する ・IAS第31号における「共同支配の営業」(jointly controlled operations) および「共同支配の資産」(jointly controlled assets) といった区分を廃止する ・それらの区分に分類されていたであろうアレンジメントの大半は、新たに定義された区分であるジョイント・オペレーション(joint operation)に分類される
IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示」	・子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社およびストラクチャード・エンティティに関する開示規定を包括的開示基準に統合する ・「境界線」上にある連結の判定に関して透明性を向上させる ・投資企業またはスポンサーが関与する非連結のストラクチャード・エンティティに関する開示を拡充する ・報告企業が特別な仕組みの設定にどの程度関与しているのか、およびその結果報告企業がさらされるリスクを投資家が評価する際に役立つ
IAS第27号(改訂)「個別財務諸表」	・新しいIFRSの公表により生じた改訂である ・改訂されたIAS第27号は、個別財務諸表のみを取り扱っており、それに関する規定に大きな変更はない
IAS第28号(改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」	・IFRS第11号の公表によって生じた適用範囲の変更である ・持分法を引き続き規定する

コメント

IFRS第12号の新しい開示規定を見落とさないように注意してください。連結に係る新基準の公表後は、IFRS第10号の新たな支配の定義およびIFRS第11号の比例連結の廃止に対して多くの注目が集まっています。これらは極めて重要な変更ではあるものの、すべての企業に影響を及ぼすわけではありません。それに対して、IFRS第12号の開示規定は、あらゆる企業が影響を受けると予想されます。

開示要件を満たす上で必要な情報の中には、これまでなかったものもあり、その準備に計画が必要なものも含まれています。1つの例としては、報告企業にとって重要である非支配持分の存在する各子会社の資産、負債、損益およびキャッシュ・フローについて要約した財務情報を提供することが求められていることです。別の例では、非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分の内容および結果的に晒されるリスクの内容を開示するよう企業は求められています。

ガイダンスにおける変更に対処し、新しい開示規定に従って必要な情報を提供するために、システムの変更および強化を行わなければならないこともあります。

SMEIGはさらなるガイダンスの ドラフトを公表

SMEインプリメンテーション・グループ (SMEIG) は、パブリック・コメントを求めてIFRS for SMEsに関するさらに3つのQ&A形式の文書を公表しました。

新たなQ&A では、以下の事項について検討しています。

- ・ キャプティブ保険会社は公的説明責任を有する企業であるか、およびそうした企業を含むグループはIFRS for SMEsに基づいて連結財務諸表を作成することができるかを検討する。
- ・ 「公設市場で取引される」という表現については、公的説明責任を定義する上でどの程度の幅をもって解釈すべきかを検討する(例えば、店頭市場は含まれるのか)。
- ・ 企業が受託者として広範な外部のグループの資産を保有している場合には、当該企業は公的説明責任を有しているとする本基準の要件に照らして、所有権者をごく少数の参加者のみに制限する投資ファンドは公的説明責任を有していないとすべきかを検討する。

SMEIGはIFRS for SMEsの導入に係る問題について、IASBを支援する役割を担っています。南アフリカのメンバーファームのパートナーであるFrank Timminsは、グラント・ソントンを代表するSMEIGのメンバーです。



IFRSの年次改善(2011年)に関する公開草案を公表

改訂案では緊急性はない(しかし必要性のある)小規模な改訂を扱っている

IASBは、5つのIFRSに対して小規模な改訂を提案する公開草案「IFRSの改善」を公表しました。本提案は、IASBの年次改善プロジェクトにおける最新のものであり、緊急性はないが必要性のある小規模な改訂をIFRSに対して行うプロセスです。取り扱われている論点の概要を、テーブルに示します。

IFRSの年次改善(2011年)に関する提案

影響を受ける基準	論点	提案された変更の概要
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	IFRS第1号の再適用 資産化の開始日がIFRS移行日より前である適格資産に関する借入費用	- 企業の直近の年次財務諸表に、IFRSへの準拠の旨の明示的かつ無限定の記述がされていなかった場合には、その企業が過去にIFRS第1号を適用していたとしても、IFRS第1号を適用する必要があることを明確にする。 - IFRS移行日前に従前のGAAPに基づいて借入費用を資産化した企業は、移行日の開始財政状態計算書において、これまでに資産化した金額を調整することなしに繰り延べられることを明確にする。 - IFRS移行日に建設中である適格資産において移行日以降に発生する借入費用については、IAS第23号「借入費用」に基づいて会計処理しなければならないことを明確にする。
IAS第1号「財務諸表の表示」	比較情報に関する要件の明確化 更新された概念フレームワークとの整合性	- 企業が最低限の比較情報の要件を超えて財務諸表を提供している場合に、比較情報の提供に関する要件を明確にする。 - 企業が会計方針を変更する、もしくは遡及再表示または再分類を行う特定の場合に、要件に関して2つの側面に対処する。提案された変更は以下の通りである。 (a) 開始財政状態計算書は、要求されている比較期間の期首現在で表示されなければならない。 (b) この開始財政状態計算書に、関連する注記を添付する必要はない。 「財務諸表の目的」という文章を削除し、「財務報告の目的」に置き換えることによって、2010年9月に公表された概念フレームワークを反映させる。
IAS第16号「有形固定資産」	保守器具の分類	保守器具が一会計期間以上使用される場合には、有形固定資産として分類し、そうでない場合には棚卸資産として分類すべきことを明確にする。
IAS第32号「金融商品:表示」	資本性金融商品の保有者に対する分配および資本取引の取引コストによる法人所得税への影響	資本性金融商品の保有者に対する分配に関する法人所得税および資本取引の取引コストに関する法人所得税については、IAS第12号「法人所得税」に基づいて会計処理しなければならないことを明確にするためにIAS第32号を改訂する。
IAS第34号「中間財務報告」	中間財務報告および総資産に関するセグメント情報	IFRS第8号「事業セグメント」における要件との整合性を高めるために、各報告セグメントの総資産に関するセグメント情報についてIAS第34号の要件を明確にする。

提案された適用日

本改訂の提案された適用日は、2013年1月1日以降開始する事業年度です。早期適用も容認されます。

IASBは収益認識の公開草案を再公表

IASBとFASBは、共通の収益認識基準に関する改訂案を再公表することに同意しました。

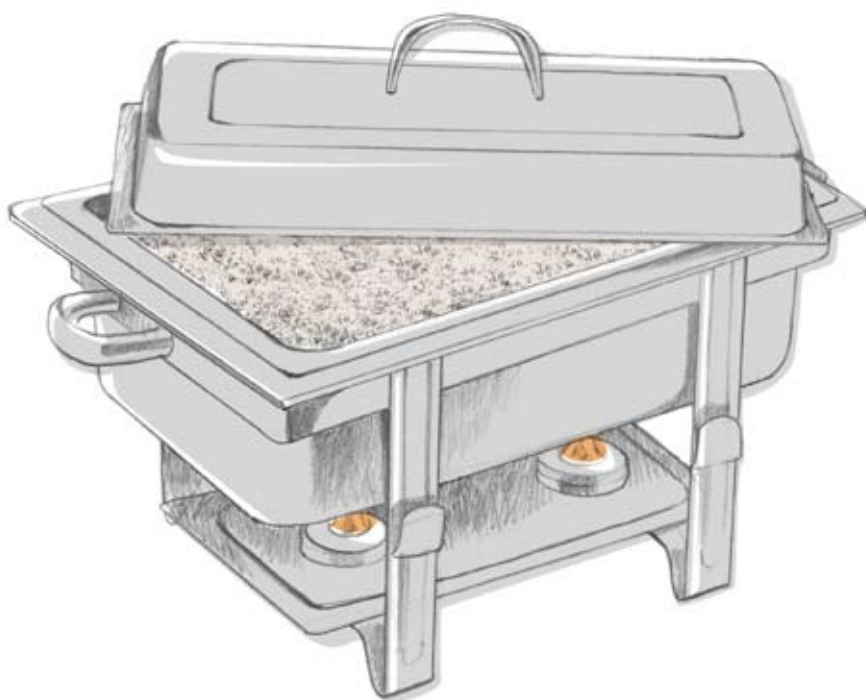
両審議会は、もともと2011年6月末までに最終的な基準を公表することを目指していました。しかし、収益があらゆる企業にとって重要であることを考慮して、2010年6月の公開草案公表以降の審議会の見解の変更に対してコメントする機会を、利害関係者に与えることが重要であると判断しました。新たな公開草案は2011年の第3四半期に公表される予定です。120日間のコメント募集期間が設けられるとみられています。

投資企業

連結に係る新たなIFRSを公表した後(8ページおよびIFRSニュース特別号をご覧ください)、IASBは投資企業を取り扱う公開草案を公表する予定です。

本プロジェクトの目的は、特定の種類の投資企業を識別することであり、当該種類の投資企業については、支配する他企業を連結することを求める連結の一般要件が免除されます。代わりに、そうした企業は、自己の投資を公正価値で測定し、公正価値の変動を損益として認識することとなります。

IASBは、当四半期に公開草案を公表する予定です。



カナダが達成したIFRSへの移行

カナダのメンバーファームの1つであるレイモンド・シャボット・グラント・ソントン(Raymond Chabot Grant Thornton)は、比較的大規模な公開企業クライアントのIFRSの移行修正の監査およびそうしたクライアントのIFRSに基づく最初の四半期の財務諸表のレビューに熱心に取り組んでいます。多数のクライアントが2年間にもわたり移行準備を行ってきたにもかかわらず、論点の多くは2011年の春になってようやく解決されました。さらに、クライアントによってはその中間報告書が最大で70ページほど増量されているものもあり、その作成、監査ファームによる監査および監査委員会による審査に要する時間が大幅に増加しました。

確定給付制度に関する会計処理の分野において最も重要な変更が行われた

カナダの企業にとって最も重要な変更は、確定給付制度に関する会計処理の分野において行われました。本分野では、これまで大幅な積立不足については注記でのみ開示が行われており、保険数理上の損失累計額については直感に反して貸借対照表において資産として計上していました。

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」では、初度適用企業は移行時に未償却の保険数理上の差異をすべて一時償却することができます。この数年間、証券取引の状況が好ましくないため、カナダの企業の多くが移行日に多額の保険数理上の損失累計額を抱えていました。したがって、移行時の例外規定により、そうした企業の財務状況をリセットしたり、将来における多額の償却費用を削減することが可能となりました。その上、IAS第19号では、企業は年間の保険数理上の差異を、回廊アプローチに基づいてその一部のみを認識するのではなく、そうした差異が生じた年度のその他の包括利益として認識する会計方針を選択することができます。本変更によって、発生した差異をその他の包括利益で即時認識する方法を選択している企業の財政状態計算書の注記は簡略化され、表示が改善されることになります。ただし、ボラティリティが高まるという欠点も有しています。

採掘・探査企業向けカナダモデルのIFRSに基づく財務諸表

レイモンド・シャボット・グラント・ソントンは、2011年初めに、クライアントおよび監査スタッフにとって極めて有用となる、採掘・探査企業向けの財務諸表モデルを公表しました。クライアントが実際に財務諸表を提出する中、レイモンド・シャボット・グラント・ソントンは財務諸表モデルをさらに改善すべく取り組みを行ってきました。これは、グラント・ソントンがクライアントのIFRSへの移行を円滑に進めるために、どのような取り組みを行っているのかを示す一つの例です。

比較的大規模な企業が最初のIFRSに基づく財務諸表を提出した後、レイモンド・シャボット・グラント・ソントンは、採掘・探査企業を含め、小規模企業向けに所内再編および準備を行わなければなりませんでした。小規模な採掘企業は、他に類を見ないような難題を当事務所にもたらしました。企業の規模が小さいからといって、複雑でないというわけではありません。他のカナダの会計事務所同様、レイモンド・シャボット・グラント・ソントンは、IFRSが必ずしも明確に指示していない多くの論点を抱えていることを確認しました。

結果として、カナダのメンバーファームは、カナダ勅許会計士協会 (CICA: Canadian Institute of Chartered Accountants)、カナダ探鉱者・開発業者協会 (PDAC: Prospectors and Developers Association of Canada) および他の大手の会計事務所と共同で、採掘関連事項に関するガイダンスを提供する多くの非公式な文書を開発しました (作業グループにより作成された文書は、CICAのウェブサイトでご覧いただけます。 <http://www.cica.ca/ifrs/ifrs-transition-resources/index.aspx>)。IFRS推進派の John Cochrane は、レイモンド・シャボット・グラント・ソントン代表のパートナーであり、作業グループのカナダのメンバーファームを代表するメンバーです。レイモンド・シャボット・グラント・ソントンの会計研究チームおよび多くの実務会計士が、Cochraneを支援しています。

IASBはIFRS第9号の強制適用日を討議

IASBは、IFRS第9号の適用開始日を延期することを検討しています。IAS第39号を置き換えるさまざまなフェーズの完了の遅れを受けて、IASBのスタッフは7月に開催される審議会の会議用のスタッフ・ペーパーを作成しました。当会議では、IFRS第9号の強制適用日を変更すべきかどうか、変更する場合には適用日をいつにすべきかについて議論します。本ペーパーには、以下に示す2つの選択肢が含まれています。

- ・ 基準書に示されている現在の強制適用日を維持する (2013年1月1日以降開始する事業年度)。
- ・ 強制適用日を2015年1月1日以降開始する事業年度に変更する。

多くの外部のコメンテーターは、IAS第39号を置き換えるプロジェクトおよび保険契約、収益認識ならびにリースに関するIASBのプロジェクトのあらゆるフェーズに対して単一の適用日を設けることが、費用対効果の点で最も優れた選択肢だろうとコメントしています。

審議会がいずれを選択するかを問わず、企業が希望する場合にはIFRS第9号を早期適用することも可能です。

米国はIFRSの適用に対して「コンドースメント」アプローチを検討

米国証券取引委員会(SEC)は、IFRSを米国の発行企業の財務報告システムに組み込む上で、利用可能な方法を検討するスタッフ・ペーパーを公表しました。

検討された方法は、IFRSを米国の会計基準に組み込むコンバージェンス・アプローチと欧州で使用されているようなエンドースメント・アプローチの両方の要素を組み合わせているため、「コンドースメント」という造語で呼称されています。このアプローチでは、以下の事柄が生じます。

- US GAAPは維持されることとなりますが、FASBは定められた期間内に、IFRSをUS GAAPに組み込むこととなります。
- こうした期間には移行期間が設けられており、その間にIFRSとUS GAAPにおける既存の相違が、進行中のFASBの基準設定に係る取組みによって取り除かれることとなります。
- この期間においては、移行コスト(特に、小規模の発行企業における移行コスト)を最小限に抑えることが焦点になります。
- 新たに公表された、もしくは改訂されたIFRSは、設定される予定のエンドースメント・プロセスに従ってUS GAAPに組み込まれ、FASBまたはSECは公益の必要に応じてIFRSの修正または補完を行えることとなります。

エンドースメント・プロセスを導入するにあたり、FASBの現行の基準設定における役割および責任の変更が必要となります。最も重要な点として、FASBはUS GAAPに基づく新たな会計基準を開発する、もしくは既存の基準を修正する責任を負う主要な機関としての役割を果たすのではなく、IFRSの開発プロセスに参加することとなります。

「コンドースメント」ではコンバージェンス・アプローチとエンドースメント・アプローチの両方の要素を組み合わせる

本スタッフ・ペーパーで提案されたコンドースメント・アプローチに対するコメントの募集期限は7月31日です。また、本ペーパーに示されているアプローチはIFRSを組み込む上で可能性のある1つのアプローチに過ぎず、その他いくつかのアプローチが存在することについても言及されています。



リースに関する提案が 不動産業へ及ぼす影響

グラント・ソントン・インターナショナルの不動産建設グループは、「グローバルなリース会計基準に向けての準備 (Preparing for global lease accounting standards)」というレポートを公表しました。

本レポートでは、リース取引の会計基準に関するIASBとFASBの共同提案の実態を調査し、その潜在的な影響について、オーストラリア、カナダ、インド、英国および米国における不動産部門の責任者による見解を示しています。

本レポートを入手されたい場合には、最寄りのIFRS窓口までご連絡ください。



グラント・ソントン・ジャパンが IFRS関連の書籍を出版

日本のメンバーファームである太陽ASG有限責任監査法人は、日本企業向けにIFRSをどのように適用するかガイダンスを提供する書籍「実務に役立つIFRS主要基準ガイド」を出版しました。本書は日本の書店で入手可能であり、個別の基準に係る規定、日本GAAPとどのように異なるのか、そして適用に際して検討すべき実務上のポイントについて説明しています。



グラント・ソントン・UKが Auditor of the Yearに指名される

英国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPは、2年連続で英国の6大会計事務所の中で最高の監査人であることが宣言されました。

グラント・ソントンLLPは、財務責任者 (FD: Finance Director) によるExcellence Awardsにおいて、Auditor of the Year部門の受賞者 (6大会計事務所のうち) として発表されました。財務責任者によるExcellence Awardsは、英国の財務責任者を対象として、監査人、銀行、法律事務所およびテクノロジー企業が提供するサービスに関して質問する最大の独立アンケート調査です。その調査結果は、900人を超える財務責任者の回答に基づいています。

調査に協力した財務責任者は、グラント・ソントンLLPが「よくサポートしてくれる」と評しました。当日の夜、一人のある回答者は、「グラント・ソントンLLPは、我々のビジネスおよびその方向性をよく理解してくれている。その監査は厳しく非常に徹底していたが、公正であった」と述べたと伝えられています。

GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデンおよびドイツにおける各メンバーファームの代表とグラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年3回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバーの一人に注目します。今回は、ドイツの代表に焦点を当てます。

ドイツのThomas Senger

Thomasは、ヴァルト・アンド・クライン・グラント・ソントン・ドイツ(Warth & Klein Grant Thornton Germany)における公開企業のアシュアランス(保証)業務に係る責任者です。

Thomasは、1991年にグラント・ソントン・ドイツのメンバーファームに入社し、財務報告の分野の専門家として20年以上の経験を有しています。ドイツの公認会計士協会におけるIFRS作業グループのメンバーとして13年以上従事しており、そこではIFRS for SMEsの作業グループの責任者でもありました。

また、Thomasは、法人所得税の会計処理に関して積極的に取り組む欧州財務報告諮問グループ(EFRAG: European Financial Reporting Advisory Group)のプロジェクトの一環として、英国およびドイツの会計基準設定主体によって設立された税金に係る諮問委員会(Tax Advisory Panel)のメンバーでもあります。



グラント・ソントン・インターナショナルのIIGが会合

4月に、グラント・ソントン・インターナショナルのIFRSインタープリテーション・グループ(IIG)は米国のメンバーファームのバージニア事務所では会合を開きました。

会合には、米国証券取引委員会(SEC)のスタッフが、米国におけるIFRSの作業計画に関するSECのアウトリーチ活動の一環として加わりました。

主任会計官室(Office of the Chief Accountant)の主任会計官補佐(Deputy Chief Accountant)であるPaul Beswickとシニア・アソシエイト主任会計官(Senior Associate Chief Accountant)であるShelly Luisiは、IFRSの作業計画の現状について、IIGのメンバーと議論を行いました。また、異なる法域間においてIFRSのコンバージェンスないしはアドプションにどのように対処したのか、および異なる法域間における整合性のあるIFRSの適用の推進などの論点についても意見を交換しました。

グラント・ソントン・オーストラリアが調査を開始

オーストラリアのメンバーファームは、「財務報告の簡略化: 事実かフィクションか(Simplifying financial reporting: Fact or fiction?)」というタイトルで調査を開始しました。

本調査は最近の財務報告に係る基準の変更により、その準拠に係る費用が実際に減少したのか、さらなる改善が必要なのか、および将来に向けてどのような教訓を学ぶことができるのかを調査するために企画されています。

グラント・ソントン・エクアドル

エクアドルにおけるグラント・ソントンの新しいメンバーファームは、IFRSの適用およびそれによって事業が受ける影響についての会議を主催しました。

本会議は、キトおよびグアヤキルの都市においてかなりの関心を集め、主要な新興諸国で我々の組織を立ち上げることに意欲を示しています。



その他のトピックス概要

新しいIASB議長

Hans Hoogervorst氏は、2011年6月末にDavid Tweedie卿が退任した後、IASBの議長に就任しました。10年間にわたるTweedie卿のリーダーシップのもと、IASBは100ヶ国以上で一般に認められた一組の財務報告基準としてIFRSを確立することに成功しました。

Hoogervorst氏は、IASB議長に就任する前、オランダの金融市場監督当局であるNetherlands Authority for the Financial Market (AFM)の議長、ドイツの証券市場監督者、証券監督者国際機構 (IOSCO: International Organization of Securities Commissions)の専門委員会の委員長および世界的な金融危機への対応について会計基準設定主体に助言を行うために設立されたシニア・リーダーで構成される独立機関である金融危機アドバイザリー・グループ (FCAG: Financial Crisis Advisory Group)の共同議長を兼任していました。

IASBの副議長には、Ian Mackintosh氏が就任しました。副議長に就任する前、Mackintosh氏は、英国会計基準審議会 (UK ASB)の議長および20以上の国内ならびに地域の会計基準設定組織が参加する、各国会計基準設定主体グループの議長を務めていました。基準設定の分野におけるMackintosh氏の豊富な経験は、IASBがグローバルな基準としてIFRSを設定しようとする際に、Hoogervorst氏およびIASBの助けとなると考えられます。

IASBのアジェンダに関して意見を募集

IASBは、アジェンダ(議題)に関する今後の戦略的方向性および全体的なバランスについての意見募集を2011年第3四半期に初めて公表する予定です。

その目的は、IASBのアジェンダ全体の戦略的方向性およびそのバランスに関してパブリック・コメントを募集することによって、IASBのアジェンダ設定プロセスを強化することにあります。さらなる詳細については、次号のIFRSニュースでご説明します。

国際評価基準

国際評価基準委員会 (IVSC: International Valuation Standards Council)は、提案された新たな「国際評価基準」に関する公開草案を公表しました。

本公開草案では、金融商品に関して初めて提案された基準を含め、ほとんどの種類の資産に係る評価について取り扱っています。金融商品に関する本提案は、金融商品の評価への信頼を取り戻すためのIVSCの取組みの一環です。IVSCの2007年および2008年の金融危機の原因調査によると、政治家と金融規制当局は、金融商品の評価(特に、投資家やその他の財務情報の利用者による複雑な金融商品の評価に関する理解の欠如)が、危機の重大な要因であったと特定しました。

また、本提案では、現在のIFRSの開発において資産および負債の評価の必要性が次第に増してきていることが示されています。

IASBとFASBはコンバージェンス・プログラム完了のスケジュールを延期

2011年4月に公表されたポッドキャストで、IASBとFASBは、収益認識、リース、金融商品および保険契約に関する共同プロジェクトのスケジュールを数ヶ月延期すると発表しました。本プロジェクトは、もともとは2011年6月30日までに完了する予定でした。

ポッドキャストにおいて、退任するIASB議長であるDavid Tweedie卿およびFASB議長であるLeslie Seidman氏は、最終的な基準を公表する前に、本プロジェクトに関して質の高い解決に至ることの重要性を強調しました。ポッドキャストが公表された後、IASBは、収益認識、リースおよび保険契約に係る基準の完成は2012年前半という目標期日を含んだ改訂された作業計画を公表しました。

結合財務諸表に関するFEEのディスカッション・ペーパー

ヨーロッパ会計士連盟 (FEE: Fédération des Experts Comptables Européens) は、IFRSに基づく結合財務諸表の作成に関する公開討論を促すことを目的とするディスカッション・ペーパーを公表しました。

現在、IFRSでは結合財務諸表の作成に関して明確な基準を示していません。欧州における会計専門職を代表する組織であるFEEは、そのような明確な基準がないことが当該財務情報を作成する際の実務上の多様性につながっているように見受けられると指摘しました。本ディスカッション・ペーパーに関するコメントの募集期限は、2011年9月30日です。

戦略の見直しに係る予備的結論の公表

IASBの監督機関であるIFRS財団の評議員会は、パブリック・コメントを求めて、戦略の見直しに係る予備的結論を公表しました。

本結論では、以下に示す事柄を含め、さまざまな分野について取り扱っています。例えば、IFRS財団が責任を負うべき公共の利益の定義、ガバナンス、IASBの基準が高品質で適切に機能している資本市場の要請を満たし、国際的に整合して適用されるようにするプロセス、IASBが効果的、効率的ならびに独立して運営できるよう十分な資金供給を受けられるようにすることなどの事項が取り上げられています。

年次報告書の不要な情報を削除

UK ASBは、「不要な情報の削除: 年次報告書における不要な情報への対策 (Cutting Clutter: Combating clutter in annual reports)」と題してレポートを公表しました。

本レポートでは、必要な情報を判別しづらくし、利用者による事業の業績および見通しの分析を困難にするおそれのある年次報告書の不要な情報に係る問題について検討しています。

本レポートは、不要な情報を削減する際の実務上の支援、不要な情報が取り除かれた開示とはどのようなものかについてのイメージ、および年次報告書のプロセスを計画する場合に考慮すべき要素を年次報告書の作成者に対して提供します。

会計基準による影響の考察

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) とUK ASBは、ディスカッション・ペーパー「会計基準による影響の考察 (Considering the Effects of Accounting Standards)」を公表しました。

本提案では、デュープロセスの最初から最後まで会計基準による影響を考察するよう基準設定主体に対して求めており、その全体の目的は会計基準設定主体が基準を開発および導入する方法を改善することにあります。

本ディスカッション・ペーパーは2011年8月31日までコメントを募集しています。そのフィードバックはIASBのデュープロセスを改善する可能性のある方法を見いだせるよう、提案への支援を評価し、向上させる目的で使用されます。

IASBとASBJが会合を開く

IASBと日本の企業会計基準委員会 (ASBJ: Accounting Standards Board of Japan) は、6月に東京で会合を開きました。会合において、両審議会は2012年頃に予定している日本におけるIFRSの強制適用に係る決定に備えて、連携を強化する意向があることを発表しました。

IFRSタクソノミの公開草案の充実

IFRS財団は、IFRSタクソノミ2011の中間更新「一般的な概念(Common-practice concepts)」(公開草案)を公表しました。

IFRSタクソノミはIFRSをeXtensible Business Reporting Language (XBRL) 方式に翻訳したものです。提案された中間更新には、企業がIFRSに基づく財務諸表で一般的に報告する開示を示すIFRSタクソノミの補完的なタグが含まれています。

任命

ニュージーランドのSimon Carey

ニュージーランドのクライストチャーチ・オフィスのパートナーであるSimon Careyは、ニュージーランドの会計基準評価審議会(ASRB: Accounting Standards Review Board)のメンバーに任命されました。

ASRBは、ニュージーランドの商務大臣の推薦で任命された4名から7名のメンバーで構成されています。その主要な目的は、財務報告に関する戦略についての見解を示し、ニュージーランドにおける財務報告基準の見直しおよび承認を行うことにあります。また、国際基準の開発に影響を及ぼし、オーストラリアの財務報告機関と緊密に連携することを目指しています。

パナマのJohn C. Cheng

パナマの公認会計士協会の理事として7月1日から就任するグラント・ソントン・パナマのJohn C. Chengに対してお祝いを申し上げます。



新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2009年1月1日以降が発効日とされるIFRS基準および国際財務報告解釈指針 (IFRIC) の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業に対する持分の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	ジョイント・アレンジメント	2013年1月1日	可 (ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可 (ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資	2013年1月1日	可 (ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可 (ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS プラクティス・ステートメント	経営者の解説:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第19号	従業員給付 (2011年改訂)	2013年1月1日	可

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2013年1月1日	可(広範な経過規定を適用すること)
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示 (IAS第1号の改訂)	2012年7月1日	可
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収(IAS第12号の改訂)	2012年1月1日	可
IFRS第1号	深刻なハイパーインフレおよび初度適用企業に対する固定日付の廃止 (IFRS第1号の改訂)	2011年7月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産の譲渡(IFRS第7号の改訂)	2011年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2010年版)	特に指定のない限り、 2011年1月1日(2010年 7月1日より発効となっ ているものも一部ある)	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとでの前払い— IFRIC第14号の改訂	2011年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可(基準全体または政府関連企業に対する一 部免除のいずれか)
IFRS第1号	初度適用企業に対するIFRS第7号 の比較情報開示の限定的な免除 (IFRS第1号の改訂)	2010年7月1日	可
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の 消滅	2010年7月1日	可
IAS第32号	発行する新株権利の分類(IAS第 32号の改訂)	2010年2月1日	可

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS for SMEs	中小企業向けIFRS	各法域間の規制当局が定める日以降	N/A
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善(2009年版)	特に指定のない限り、2010年1月1日(2009年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRS第1号	初度適用企業に対する追加的な免除規定(IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第2号	グループ間現金決済型株式報酬取引(IFRS第2号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用(2008年改訂)	2009年7月1日	可
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識および測定:適格なヘッジ対象」の改訂	2009年7月1日	可
IFRIC第17号	株主への非現金資産の分配	2009年7月1日	可(ただしIFRS第3号(2008年改訂)、IAS第27号(2008年改訂)およびIFRS第5号(IFRIC第17号による改訂事項)も同時に適用する必要がある)
IFRS第3号	企業結合(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし、2007年6月30日以降開始する会計期間のみを対象とし、IAS第27号(2008年改訂)も同時に適用する)
IAS第27号	連結および個別財務諸表(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし、IFRS第3号(2008年改訂)も同時に適用する必要がある)
IFRIC第18号	顧客からの資産の移転	2009年7月1日以降の資産の移転	可(過去の移転に対して、本指針を適用するのに必要な評価および情報を当該移転の発生時に入手してある場合)

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメントの募集期限
公開草案	IFRSの改善	2011年10月21日
IFRS財団の協議文書	グローバルな基準としてのIFRS財団における今後10年間の戦略の設定	2011年7月25日



www.gti.org

© 2011 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。